

消食表第 189 号
令和 6 年 3 月 28 日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長
(公 印 省 略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、平成24年度、27年度、30年度及び令和3年度「食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書」の内容を踏まえ、令和5年12月に開催された「第6回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議」にて、「マカダミアナッツ」を特定原材料に準ずるものに追加し、「まつたけ」を特定原材料に準ずるものから削除することが決議されたことから、「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。